

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 0 3	令和7年度第2回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会
開催日時	令和7年10月2日(木) 午後2時から午後3時まで	
開催場所	墨田区庁舎12階 122会議室	
出席者数	5名【委員】 安藤朝規 上林典子 川合俊樹 松村雅生 吉田大祐 (50音順・敬称略)	
	【主管課】 区民部税務課長 区民部税務課税務係係長外1名 区民部税務課納税係係長外1名 区民部税務課課税係係長外2名 【事務局】 総務部参事 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任 総務課文書管理係係員	
会議の公開 (傍聴)	<u>公開(傍聴できる)</u> 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	<u>傍聴者数</u> 0人
議題等	1 会長の互選 2 副会長の互選 3 特定個人情報保護評価書(地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(全項目評価書に係る第三者点検)	
配付資料	【議題3】 1 諮問書(写し) 諮問文 特定個人情報保護評価書(地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書) 添付資料 ア 特定個人情報の保護評価に係る第三者点検について イ 第三者点検における観点に対する説明 ウ 地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書(案)用語説明 2 参考資料 特定個人情報保護評価の概要 3 当日配布資料 個人情報等の取扱いに関する特記事項(特定契約契約書添付用) 情報セキュリティ要件に関する事項 委託契約約款(特定契約契約書添付用) 個人住民税申告の電子化 全体概要	
	【議題1】会長の互選について 松村雅生委員が会長に選任された。	

<p>会 議 概 要</p>	<p>【議題2】副会長の互選について 安藤朝規委員が副会長に選任された。</p>
<p>会 議 概 要</p>	<p>【議題3】特定個人情報保護評価書(地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(全項目評価書に係る第三者点検)</p> <p>区民部税務課長による概要説明の後、評価書の点検、意見の交換等を行い、「特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価を実施し、その内容は特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められる」との答申をすることとした。</p> <p>点検・討議内容は、以下のとおりである。</p> <p>(会長)</p> <p>今回の特定個人情報保護評価書(地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書(以下「評価書」という。))の第三者点検は、特定個人情報ファイルの重要な変更に伴い行うものだが、評価書の変更点について説明されたい。</p> <p>(税務課長)</p> <p>評価書に係る事務の内容、特定個人情報の保管場所及び取扱いプロセスにおけるリスク対策の変更が重要な変更にあたる。個人住民税申告システムの調達及び運用は地方税共同機構が、マイナポータル申請管理(以下、「申請管理」という。)の調達・運用はデジタル庁が担当する。つまり、データの作成及び中間管理は信頼できる公的機関が管理している。よって、税務課として、特定個人情報保護のリスクは、次の3点に限定されると考える。1点目は申請管理へのアクセス、2点目は申請管理からダウンロードした個人住民税申告データの取扱い、3点目は外部記憶媒体の取扱いである。</p> <p>これらのリスクに対し次の3点の対策を講じる予定である。1点目は、申請管理へのアクセスは、特定の職員のみにより制限し、L G W A N 端末において各職員にユーザーIDを付与する。2点目は、外部記憶媒体に一時保存したデータは税務システムに連携後、都度消去し、管理簿に記載する。そして、3点目は、外部記憶媒体を鍵付きのキャビネット等に保管し、使用履歴を管理簿に記録する。これらの対策により、特定個人情報の漏洩リスクを最小限に抑えられると考える。また、データ移行はすでに安全管理されているものに限定し、新たなデータベース構築や大規模なシステム変更は行わない。したがって、本件における特定個人情報保護評価には重大なリスクは生じないと考える。</p> <p>(副会長)</p> <p>配布資料の「個人住民税申告の電子化 全体概要」の赤枠内に「印刷した申告書を基に基幹税務システム手入力」と記載がある。これはデータを手作業でシステムに入力し、当該作業は外部委託するということか。また印刷した紙の申告書はデータ入力後、どのように扱っているのか。</p> <p>(税務課長)</p> <p>申告データに付属する医療費控除の明細書等を、紙で印刷後に手作業でデータとして入力している。また、印刷した紙の申告書はデータ入力後、7年間保管する。</p> <p>(副会長)</p> <p>データ入力作業は外部委託せず、データは外部流出しないということか。</p> <p>(税務課長)</p> <p>そのとおりである。</p> <p>(税務課課税係長)</p>

<p>会 議 概 要</p>	<p>補足説明をする。令和4年度からデータ入力作業の外部委託はしていないが、画像化作業は外部委託している。</p> <p>データ取込みから入力後の処理までの全体的な流れを説明する。まず、電子申告書の付属資料は、契約業者がデータを画像化して課税原票システムに取り込む。一方で、紙資料はスキャナーでデータ化し、画像を課税原票システムに取り込む。例月については、委託業者における、確定申告書を除くデータの取込ができなくなるため、該当資料は墨田区職員がデータ化を行い、画像を課税原票システムに取り込む。紙資料は特別管理の書庫で、受領した順に7年間保管している。</p> <p>(副会長)</p> <p>委託先において、課税資料のデータが印刷された書類を紛失するリスクはあるか。</p> <p>(税務課課税係長)</p> <p>現在そのリスクはない。課税資料のデータ入力作業を外部委託していないためである。平成29年に委託業者において、墨田区の許諾がない再委託があった。その後、税務課で課税資料の外部持出しに対するリスク対策として、データ入力業務の内製化を実施した。</p> <p>(会長)</p> <p>システムへアクセスしたログの保存期間、ログの確認担当者とその頻度、ログの確認結果を最終的に確認する責任者は誰か。</p> <p>(税務課長)</p> <p>墨田区の多くのシステムで、ジーシーシーという会社のパッケージを使用しており、一括してCT推進担当が管理している。そのため多くのアクセスログの確認者はCT推進担当職員であり、確認頻度は月に1回だ。その場合、最終確認の責任者はCT推進担当課長である。課税原票システムについては、別会社のパッケージを使用しているため、主管課である税務課が管理している。ログの確認者は税務課課税係職員であり、確認頻度は月に1回だ。また、最終確認の責任者は税務課長である。</p> <p>(会長)</p> <p>データを持ち出す外部委託業務はあるか。</p> <p>(税務課長)</p> <p>現時点では、そのような外部委託業務はない。</p> <p>(税務課課税係長)</p> <p>補足事項だが、課税データそのものではなく、税額通知書等の印字データ印刷を外部委託する業務はある。</p> <p>(会長)</p> <p>その印刷業務は、委託先が庁外から直接システムにアクセスするのか。</p> <p>(税務課課税係長)</p> <p>アクセスする業務ではない。</p> <p>(会長)</p> <p>人事異動に伴った、システムにアクセスするIDの管理について詳細を説明されたい。</p> <p>(税務課長)</p> <p>ジーシーシーが管理するシステムについては、ID付与及び削除の権限はICT推進担当にある。IDが必要又は不要になれば、都度ICT推進担当へ申請をする。税務課で管理するシステムについても、職員の変更があれば、都度、IDの付与又は削除をしている。</p>
----------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>(会長) 個人情報保護委員会が重視している、外部委託契約について詳細を説明されたい。</p> <p>(税務課長) 墨田区全体の話になるが、委託契約について一定の条件を設けている。委託業者が特定個人情報を取り扱う契約について「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を契約書に付し、委託業者へ注意喚起している。</p> <p>(会長) 配布資料の「全項目評価報告書」5ページに「システム3 他のシステムの接続」記入欄がある。ここで「その他」に該当するとして「媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。」と記載する理由について説明されたい。地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))が他のシステムと接続していないならば、記入欄は未記入で十分ではないか。</p> <p>(税務課課税係長) 単独で動いているシステムということで、上記のとおり記載した。</p> <p>(委員) 紙で印刷した課税資料の保存年限が7年であることについて、別紙4の項番160に「地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としている」と記載があるが、条文のどの条で規定されているか。</p> <p>(税務課課税係長) 保存年限自体は、直接条文で規定されていない。住民税の賦課決定は納期限から3年を超えて行うことはできず、還付については5年と規定されているが、所得税の更正や確定申告書等が提出された場合は2年間は賦課決定できるとの規定もあるため7年と思われる。</p> <p>(委員) 条文で保存年限について直接規定していないのであれば、「地方税法に基づいて」という記載方法を変更したほうがよいと考える。</p> <p>(税務課課税係長) 記載方法について他自治体に確認した上で、次回以降、修正して対応する。</p> <p>(会長) 評価書の98ページに、「指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受付ける。」と記載がある。これについて個人情報保護法が根拠なのか。その場合、根拠を明記した方がよいと考える。</p> <p>(税務課課税係長) 個人情報保護法に基づく開示請求等のことである。次回以降、修正して対応する。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話03-5608-6241）</p>